

アーカイブズ  
所蔵資料を読む 第5回

### 明治の殖産興業と紅茶製法伝習

『回議録・第14類・農業・全 〈勸業課〉』

請求番号：609・B7・01

近年、国産紅茶を見かけたり、国産紅茶を使ったお菓子を目にした  
りします。

明治初年、日本が欧米と貿易を開始した当時、代表的な輸出品とい  
えば、生糸と茶でした。

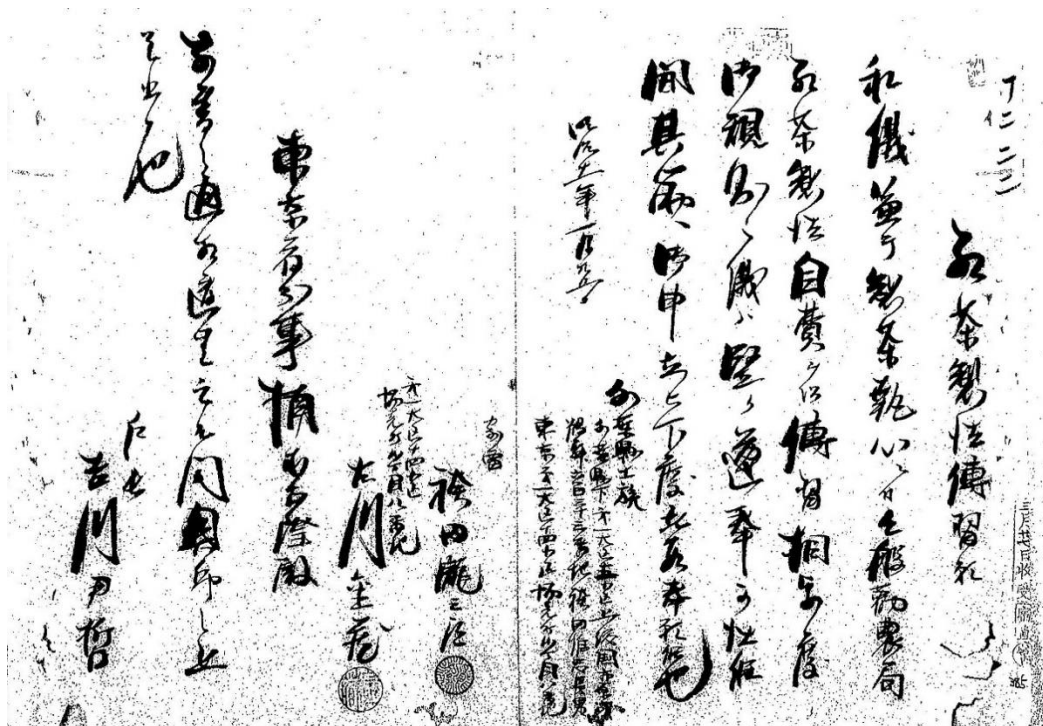
紅茶というと、インドやヨーロッパのイメージですが、当時の日本  
の政府は、国産紅茶製造・輸出にも力をいれました。海外の嗜好にあわ



せた紅茶を輸出し  
たいと考える政府  
がとつた政策とは、  
どういふものだけ  
たのでしょうか。そし  
てその働きかけに  
応じる人々の動向  
について、さっそく  
読んでいきましょ  
う。

1

資料 東京府文書 『回議録・第14類・農業・全 〈勸業課〉』  
請求番号：609・B7・01



丁二二二

三月廿七日收受

紅茶製法伝習願

紅茶製法伝習願

私儀 兼テ製茶 執心ニ付今般勸農局  
私儀 兼テ製茶 執心ニ付今般勸農局  
紅茶製法 法自費ヲ以伝習 相受度  
紅茶製法 法自費ヲ以伝習 相受度  
御規則之儀ハ堅ク遵奉 可仕候  
御規則之儀ハ堅ク遵奉 可仕候  
間其筋へ御申立被下度 此段奉願候也  
間其筋へ御申立被下度 此段奉願候也  
間其筋へ御申立被下度 此段奉願候也  
間其筋へ御申立被下度 此段奉願候也

千葉縣士族  
外野島士族

千葉縣下第一大区十五小区上総国市原郡  
外野島下第一大区十五小区上総国市原郡

明治十一年 一月廿五日  
以迄五年一月廿五日

編舞 六百三十三番地 袴田 惟忠長男  
編舞 六百三十三番地 袴田 惟忠長男

東京 第一大区十四小区蛸殿町式丁目八番地  
東京 第一大区十四小区蛸殿町式丁目八番地

寄留

高留

袴田 灌三郎 印

袴田 灌三郎 印

第一大区十四小区

蛸殿町式丁目八番地

外野島下第一大区十五小区上総国市原郡

古川 金蔵 印

古川 金蔵 印

大川 金蔵 印

東京府知事 楠 本正隆殿

東京府知事 楠 本正隆殿

前書之通 相違無之候間 奥印之上

前書之通 相違無之候間 奥印之上

差出候也

戸長

戸長

戸長

吉川 尹哲

吉川 尹哲

丁二二三二 三月廿七日收受

紅茶製法伝習願

私儀兼テ製茶執心ニ付今般勸農局

紅茶製法自費ヲ以伝習相受度

御規則之儀ハ堅ク遵奉可仕候

間其筋へ御申立被下度此段奉願候也

明治十一年一月廿五日

千葉縣士族

千葉縣下第一大区十五小区上総国市原郡

鶴舞六百三十三番地 袴田惟忠長男

東京第一大区十四小区蛸殻町式丁目八番地

寄留

袴田瀧三郎 ㊟

第一大区十四小区

蛸殻町式丁目八番地

古川金蔵 ㊟

東京府知事 楠本正隆殿

前書之通相違無之候間奥印之上

差出候也

戸長

吉川尹哲

3 読み下し例

丁二二三二 三月二十七日收受

紅茶製法伝習願

私儀兼て製茶執心に付き今般勸農局

紅茶製法自費を以て伝習相受け度く

御規則の儀は堅く遵奉仕る可く候

間其筋へ御申立て下され度く此段願ひ奉り候也

明治十一年一月二十五日

千葉県士族

千葉県下第一大区十五小区上総国市原郡

鶴舞(村)六百三十三番地 袴田惟忠長男

東京第一大区十四小区蛸殻町二丁目八番地

寄留

袴田瀧三郎 ㊟

第一大区十四小区

蛸殻町二丁目八番地

古川金蔵 ㊟

東京府知事 楠本正隆殿

前書の通り相違これ無き候間奥印の上

差し出し候也

戸長

吉川尹哲

4 現代語訳

丁二二三 三月二十七日收受

紅茶製法伝習願

私がかねて製茶に執心しているので、今般勸農局  
紅茶製法を自費で伝習を受けたく、  
御規則は堅く遵奉するので  
其筋へ御申し立て下さりたく、この段願ひ奉ります。

明治十一年一月廿五日

千葉県士族

千葉県下第一大区十五小区上総国市原郡

鶴舞六百三十三番地 袴田惟忠長男

東京第一大区十四小区蛸殻町二丁目八番地

寄留

袴田瀧三郎 ㊟

第一大区十四小区

蛸殻町二丁目八番地

古川金蔵 ㊟

東京府知事 楠本正隆殿

前書の通り、相違無いので、奥印の上で

差し出します。

戸長

吉川尹哲

5 解説

■ 明治初期、日本での紅茶製造

明治七年（一八七四）、東京府は内務省勸業寮より、外国輸出用の紅茶製造のため、紅茶製法書を製茶業者へ廻達する旨、布達されました（1）。

この頃の政府は中国風の紅茶を試作していましたが、なかなか輸出先の嗜好にあう紅茶ができませんでした。アメリカへは輸出できましたが、ヨーロッパには販路が広がりません。

そこで政府は、インド紅茶の製法を調査するために、勸業寮十等出仕の多田元吉（2）を現地に派遣しました。

その後、インド風の紅茶を政府は試作します。明治十一年（一八七八）一月十七日、紅茶製造者を増やすために、内務卿大久保利通は、紅茶製法伝習規則を布達しました（3）。この達によって、国内各地に紅茶伝習所が設置されました。当初は、東京内藤新宿試験場、静岡県静岡、福岡県星野、鹿児島県延岡の四か所でした（4）。

■ 紅茶伝習所

規則により、インド風紅茶製法の伝習は、一府県五人以下、年齢は十七、八歳から三十歳以内の茶事篤志者に限りました。

願書のひな型は規則にあるので、東京府内在住の志願者は、ひな形どおりの願書を書いて東京府へ提出します。卒業時には願ひ出れば免状を交付されました。

明治十一年に、東京にも紅茶伝習所が内藤新宿試験場内に設置され

ました(5)。しかし、伝習所は、翌年には静岡の伝習所に合併されました(6)。

内藤新宿試験場とは、明治五年(一八七二)内藤新宿内の旧内藤頼直邸を中心とした場所に開設された試験場です。ここでは、動物や植物の生育、種苗などを試験し、他府県へ頒布を目指していました(7)。同試験場は、明治七年(一八七四)一月から大蔵省から内務省に移管され、同十二年五月には宮内省の管轄になりました。現在、その地は新宿御苑として、広く親しまれています。

各地の伝習所は明治十三年には募集を停止しましたが、卒業者は三年間で合計六百五十一人に達したそうです(8)。明治二十三年(一八九〇)十月には紅茶製方伝習規則も廃止されました。

#### ■ 袴田瀧三郎

今回の回議録の簿冊には、袴田瀧三郎という人物からの文書が何枚も綴られています。

袴田は、明治十一年一月に伝習願を東京府へ提出しましたが、東京府には規則の五人を超える願書が届いていました。東京府は定員を超える願書を却下しましたが、定員の外、篤志者四名について、伝習できるように勧農局へ働きかけ、四人は静岡で伝習を受けることが許可されます。その一人が袴田でした。袴田は同年四月から静岡県横内町において伝習を受け、同年七月三十一日に静岡の伝習所を卒業し、翌日の八月一日には東京府に戻ってきます。そして、静岡で製造した紅茶六種を東京府へ献納したいと願書を提出します。更に、同年十二月十一日には、免状の交付願を東京府へ提出します。

袴田瀧三郎は、千葉県土族の息子で蛸殻町に寄留していました。十九歳で茶商古川金蔵の下で働き、その間に紅茶伝習所で紅茶製法を学びます。しかしその後、明治十六年に米穀業に転じ、同三十五年には東京米穀業組合副頭取になりました(9)。さらに、東京府会議員(明治三十六年)明治四十四年(10)、東京市会議員(明治四十四年(11)大正三年(12))を歴任します。

議員となった袴田が、若い頃に紅茶の製法を学んだ時の行動が、この回議録に記録されていたのです。

#### (注)

1 東京府文書「5月3日 番外 外国輸出用の紅茶に適用する紅茶の製法のため勧業寮より紅茶製法書を製茶渡世者へ廻達の旨東京府より達しに付達 区長」『達(第三大区一、二小区) 明治7年』

(請求番号: 606. B7. 01)

2 当館江戸明治期史料『紅茶説』一四は、多田元吉の評注である。

3 東京府文書「紅茶製方伝習規則施行」『第2法令類纂・卷之60・勧業部・3 (市役所写本) 第二法令類纂 卷之六十』(請求番号: 632. B7. 08. 632. C5. 37)

規則名は「紅茶製方伝習規則」であるが、規則本文中は「紅茶製法」の文字が使用され、免状のひな型には紅茶製造の文字が使用されている。また、今回の資料が綴られている東京府文書簿冊『回議録・第14類・農業・全 (勧業課)』(請求番号: 609. B7. 01)には、静岡の伝習所からの文書があるが、伝習所名は静岡県出張勧農局紅茶製造伝習所と書かれている。

- 4 『紅茶百年史』（全日本紅茶振興会、1977年）
- 5 農林省農務局編『明治前期勸農事蹟輯録 上巻』（大日本農会、1939年）
- 6 東京府文書「農業 紅茶製方伝習所静岡県へ合併の義に付勸農局へ往復」『回議録・第14類・農業及共進会・全（勸業課）』（請求番号・610・C6・04）
- 7 図録『平成30年度特別展 新宿御苑 皇室庭園の時代』新宿区新宿歴史博物館、2018年
- 8 前掲『紅茶百年史』
- 9 遠山景澄編『京浜実業名鑑』（京浜実業新報社、1907年）
- 10 『東京府史』府会篇第一巻（東京府、1929年）
- 11 『東京市会史』第三巻（東京市会事務局、1933年）、
- 12 同右 第四巻（1935年）